

高齢障害者医療費助成事業における重複還付について

尼崎市は、高齢障害者医療費助成事業（以下、「高障」という。）の対象者12人に対して、柔道整復等（あんま、マッサージ等含む）の県外受診の自己負担額の一部※を誤って自動償還し、重複還付していたことが判明したためお知らせします。

従来、高障では受給者証が使えない県外受診の場合、受給者は窓口負担額全額を支払い、その後、内科・歯科・調剤等については、自動的に本人口座に償還金を還付する一方で、柔道整復等については、申請を受けてから還付する取り扱いとしておりました。

今後、誤って支給した金額について、返還を依頼します。

関係者の皆さまにご迷惑をお掛けし、市民の皆さまの信頼を損ねることとなりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

※高障の一部負担金を控除した窓口負担額

1 経緯

令和7年3月19日に当課担当者が申請を受けて柔道整復等の還付事務を行っていたところ、自動償還されていないはずの柔道整復等が、自動で令和7年2月に還付されていたことを確認し、重複還付が生じていることが判明しました。

2 原因

令和5年10月に行った福祉医療システム更新で、県外受診された柔道整復等の償還に関して本市とシステム開発事業者の認識に齟齬が生じていたこと及びそのチェックが漏れていたことが原因です。

改修後のシステムでは、県外受診の医療費還付について、市職員は柔道整復等のみ申請が必要と認識していましたが、実際にはすべて自動償還される仕様となっていました。

3 影響

対象期間 令和5年12月～令和7年3月支給分

対象件数 柔道整復等受診者12人（130件）

総 額 474,486円

※今回の事案判明以降、あらかじめ振込内容を確認し、個別に対応していることから、新たな支給誤りは発生しておりません。

4 今後の対応

対象者やご親族等関係者に対して状況説明を行い謝罪するとともに、誤って支給した金額については、納付書により重複支給金額を納めて頂くよう依頼します。

また、高障の還付については、所属職員に、改めてすべての県外受診分が自動償還となっていることを周知徹底するとともに、システム改修の際等には、稼働後のチェックを漏れなく行うなど、再発防止に努めていきます。

（以 上）